

事務連絡
平成27年3月16日

各所属長 様

建設検査課長

過積載防止のためのダンプトラックの管理について

このことについては、工事毎に使用するダンプトラックの荷台形状がわかる写真を撮影している現場が多くみられますが、今後、下記の取り扱いを認めますので、受注者や所属職員への周知をしてください。

記

- 1 受注者は、ダンプトラック（リースを含む）の車両ナンバーと荷台形状の写真をあらかじめ撮影したものを各工事で使用してもよい。
ただし、荷台形状に変更が生じた場合には、写真を撮影すること。
- 2 受注者は、自動車検査証及び定期検査合格証を、監督職員並びに検査職員のもとめに応じて提示すること。
- 3 通知日からの適用とするが、それ以前であっても対応可能であれば認める。